

合意書

新潟厚生連柏崎総合医療センターと一般社団法人柏崎薬剤師会は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、会員保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。

記

1 院外処方箋に係る処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、処方医の負担軽減や薬局での患者の待ち時間短縮の観点から、包括的に薬剤師法第23条2項に規定する医師の同意が得られたものとして、処方医への同意の確認を不要とする。

- ・抗インフルエンザ吸入薬の投薬時、患者もしくは家族の希望により吸入指導を実施し実際に保険薬局内にて吸入した場合の吸入薬指導加算の算定
(全ての患者に実施することを原則とする。実施状況のフィードバックはお薬手帳に記載し、次回受診時に処方医へ見せる運用とする。)

2 開始時期について

令和 8 年 10 月 1 日より開始とする

3 合意の解除、内容の変更について

合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする

以上

令和 8 年 9 月 8 日

住所 柏崎市北半田2丁目11番3号

名称 新潟厚生連柏崎総合医療センター

病院長 相田 浩



住所 柏崎市茨目1丁目5番20号

名称 一般社団法人柏崎薬剤師会

会長 澤田 隆行

